

保育園での「薬」の取り扱いについて（お願い）

保育園での園児に対する与薬は、医師の指示により、止むを得ず保育時間中の与薬が必要となる場合に限り受け付けています。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



記



医師の指示

保育園での園児への与薬は、保護者が主治医に子どもが保育園に在籍していることを伝えて、投薬について相談した結果、主治医が保育園において与薬が必要であると指示した場合に限り行います。



保育園でお預かりできる薬

- ①薬はお子さんの主治医が処方したものに限りです。
- ②飲みやすくするために薬と混ぜて使うものについては、ご家庭で用意して来てください。
- ③慢性の病気（喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性疾患など）については、保護者と主治医と保育園で相談して対応します。事前に保育園へご相談ください。
- ④お子さまが薬の使用を嫌がったり、薬を吐き出してしまった場合など、薬を与えられないこともあります。



保育園でお預かりできない薬

- ①市販薬や以前に処方されて残っていた薬、症状を判断して与えなければならない解熱剤、吸入薬、坐薬は保育園では受け付けできません。
- ②薬の性質によっては保育園でお預かりできない場合もあります。



与薬の受け付けと必要な書類について

受け付けの手続きには、薬と合わせて「薬の連絡票」が必要になります。

また、処方時に受ける「薬剤情報提供書」等、薬の説明書類も確認させていただきます。

- ①「薬の連絡票」用紙は保育園に備え付けてあります。
- ②「薬の連絡票」に必要事項を記入し、当日分の薬と一緒に保育園に提出してください。
- ③「薬剤情報提供書」や「薬局のお薬手帳」などの処方された薬の説明書については、薬の連絡票と一緒に持ちください。
- ④薬の袋にはお子さまの名前を記入し、当日分のみを入れて保育士に渡してください。
(なるべく薬局で処方された時の袋をお使いください。)
- ⑤バス通園の方が薬を預ける際は、当日（複数日与薬する場合は初日）に必ず保育園までお越しいただき、手続きを行ってください。